

《鳴門市農業委員会 5月総会 議事録》

開催日時 令和2年5月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1 番	大西 善郎	2 番	小川 利	4 番	金田 善雄
5 番	木下 茂	7 番	柴田 精治	8 番	谷口 清美
10 番	中井 弘	11 番	仲須 眞理	12 番	長谷目 隆
13 番	濱堀 秀規	14 番	林 博子	15 番	板東 幸雄
16 番	藤本 詳治	17 番	増金 義文	18 番	松村 多美子
19 番	向 栄治	20 番	八木 健治		

欠席委員

3 番	小田 常雄	6 番	齋藤 はつ子	9 番	手塚 弘二
-----	-------	-----	--------	-----	-------

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	
	利用権設定	162件
	利用権設定(農地中間管理機構)	1件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	第5条の規定による許可申請について	5件
議案第5号	第5条の規定による許可後の事業計画変更について	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③使用貸借解約について	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年5月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
それでは、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり過半数に達しております。
よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している
ことをご報告いたします。
この後の進行につきましては、谷口会長様よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は、20番 八木委員、2番 小川委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての
審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
利用権設定 162件
利用権設定(農地中間管理機構) 1件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。
ご質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。
『議案第1号』の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ござい
ませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

長谷目委員 12番。譲受人の●●さんは親子で農業を営んでおり、大津地区と大麻地区で水稻と橙を栽培しています。
申請地は今後農地として整備し、しめ縄用の橙を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響ありません。
この話はもともと、大津西小学校の正面の土地で宅地認可がおりていて、そこに隣接する農地も同時に話が進んだということです。この農地の敷地内の東の端に、大代水利組合の12インチくらいの主幹管が活かされているのですが、そのことについても理解していただいております、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

松村委員 譲渡人と譲受人は親子で、現在甘藷・大根を中心に生産している農家です。
申請地は昨年、売買の意向があり使用貸借を解約していましたが、売買の話がまとまらなかったため再度使用貸借を設定します。
申請地には現在も甘藷が作付されており、今後も継続して栽培を行う計画となっております。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響ありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 ＜異議なし＞

谷口会長 申請番号2番については、原案どおり許可いたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第4条の規定による許可申請について 2件>
 ・申請番号1、2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

木下委員 5番。申請地は、つきだめ池から南東に位置する農地です。
申請人は進入路を利用していますが、現在の進入路は幅が狭いこと、鳴門池田線から出入りすることに不安を感じており、別の進入路敷地を考えていたところ、住宅に近い申請地を進入路敷地とする計画がまとまり、今回の許可申請となりました。
また転用申請に際して農地を確認したところ、無断で進入路敷地及び排水路敷地として利用していたことが判明したので、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書を提出しております。
造成については、盛土を行い、周囲にコンクリート擁壁を新設して被害防除を図ります。
排水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、つきだめ池から南東へ約130mに位置しており、宅地により分断された広がりがない第2種農地に該当します。
申請人は住宅進入路を利用していますが、現在の進入路は幅が狭いこと、鳴門池田線から出入りすることに不安を感じており、別の進入路敷地を考えていたところ、住宅地に近い申請地を進入路敷地とする計画がまとまったため、今回の許可申請となりました。
また進入路への転用申請に際して農地を確認したところ、農地法の手続きを得ずに無断で進入路敷地及び排水路敷地として利用していたことが判明したので、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書を提出しております。
造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。排水については地下浸透にて対処する計画です。
他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

長谷目委員

12番。申請地は、大代公民館の南東に位置する農地です。

申請人は現在、実家に住んでいますが、手狭になってきたため住宅の新築を計画したところ、実家から約40mと近くにある申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の申請となりました。

造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して被害防除を図ります。

排水については浄化槽から既設の集水枡を経由し、申請地西側の水路に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ており、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大代公民館から南東へ約640mに位置しており、10ha以上の広がりがある第1種農地に該当します。

申請人は現在、実家に住んでいますが、手狭になってきたため専用住宅の新築を計画したところ、実家から約40mと近くにある申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請がありました。

申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年5月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

造成については、良質な山土にて盛土し、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については浄化槽から既設の集水枡を経由し、申請地西側に存在する既設水路に放流する計画となっており、地元自治会の同意も得ております。

当該申請地は、第1種農地と判断され、農地転用等が制限される土地ですが、集落に接続しており、農地転用の不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（農地法施行規則第33条第4号）」に該当しています。他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

＜異議なし＞

申請番号２番については原案通り承認することといたします。

以上で『議案第３号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第４号』農地法第５条の規定による許可申請について審議に入ります。

まず、事務局より内容の説明を求めます。

・申請番号1～5について申請内容説明

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号 1 番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

16番。申請地は、矢倉市営団地の南東にある農地です。

借人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地の後に碎石を敷設し、施設周囲に畦畔及びフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

申請地は、矢倉市営団地の南東約 90m に位置する農地であり、周囲を墓地及び宅地により分断された 10ha 未満の広がりない農地であり、第 2 種農地に該当します。

借人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき賃貸借契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを 200 枚設置、49.5kw の発電出力が見込まれております。

本設備は令和 2 年 4 月に 10kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約については令和 2 年 2 月になされております。

事業計画では、整地を行った後碎石を敷設し、施設周囲に畦畔及びフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処する計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号 1 番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号 1 番については原案通り承認いたします。
次に、申請番号 2 番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

向委員 1 9 番。申請番号 2 番と 3 番は譲渡人と譲受人が同じですので、同時に説明いたします。
申請番号 2 番の申請地は、鳴門東小学校の北にある農地、申請番号 3 番の農地はと鳴門北インターの南東にある農地です。
いずれも譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
計画では、整地のみを行い、既存の擁壁及びフェンスの新設により被害防除を図ります
雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 地元委員さんから、申請番号 2 番と 3 番を同時に説明していただいたので、事務局からも 2 番と 3 番を同時に説明させていただきます。
申請地につきまして、まず申請番号 2 番は鳴門東小学校から北へ約 7 0 0 m、申請番号 3 番については鳴門北インターから南へ約 1. 4 km に位置しており、どちらも 1 0 ha 未満の広がりがない農地であり、第 2 種農地に該当します。
譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
申請地は両案件とも農業振興地域内農用地でしたが、平成 3 0 年 1 1 月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。
また申請地につきましては、譲受人以外の方が農地法第 5 条の許可を条件とした「条件付所有権移転仮登記」を設定していますが、譲受人への今回の申請での所有権移転時に仮登記を抹消することについて同意を得ております。
事業計画につきましては、申請番号 2 番は太陽光発電パネルを 7 3 0 枚設置、2 6 6. 4 kw の発電出力、また、申請番号 3 番については、1, 0 2 0 枚設置、3 3 3. 0 kw の発電出力が見込まれております。
本設備は両案件ともに、令和 2 年 3 月に 1 0 kw 以上の太陽光発電設備に係る設備認定

を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和元年１１月になされております。

事業計画につきましても両案件ともに、整地のみを行い、既存の擁壁及びフェンスの新設により被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号２番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号２番については、原案通り承認することといたします。
続きまして、申請番号３番の案件についてお諮りいたします。
申請番号３番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号３番についても、原案通り承認することといたします。
次に、申請番号４番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

小川委員 ２番。申請地は明神小学校の北西にある農地です。
借人は、鳴門町高島に本店があり土木工事等の事業を行っています。既存の資材置場の賃貸借契約が終了するにあたり、新たな代替用地を探していたところ、主要道路に近い申請地南側の農地について賃貸借にて合意したため、令和元年１１月に転用許可申請があり許可がなされております。

しかし許可後に、業務の拡大により資材置場敷地を拡張する必要が生じたため、追加で申請がありました。

計画では、前回の計画と同様に既設のコンクリート擁壁により被害防除を図ります。雨水についても地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、明神小学校から北西へ約１kmに位置する農地であり、雑種地と山林等で分断された市街化調整区域内１０ha未満の広がりのない第２種農地に該当します。

借人は、鳴門町高島に本店があり土木工事等の事業を行っています。既存の資材置場の

賃貸借契約が終了するにあたり、新たな事業用資材置場としての代替用地を探していたところ、主要道路に近い申請地南側の農地について賃貸借にて合意したため、令和元年11月に転用許可申請があり許可がなされております。

しかし前回の許可後に、業務の拡大により資材置場敷地を拡張する必要性が生じたため、追加で農地法第5条申請及び事業計画変更協議申請がありました。

計画では前回の転用計画と同様に、山土にて盛り土をしたうえで資材置場として利用する予定であり、既設のコンクリート擁壁にて被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透にて対処します。

他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番の案件については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

事務局係長 地元委員の小田さんが欠席されておりますので、事務局より意見を代読させていただきます。

申請地は、牛屋島大橋から南にある農地です。

譲受人は、板野郡北島町に本店があり土木・建築業等の事業を行っており、申請地近くに事業所を設置しています。現在社員用の駐車場がなく、事業用車両の駐車場に駐車していることから、新たに駐車場敷地を探していたところ、申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、盛土の後に舗装を行い、既設のフェンスにより被害防除を図ります。排水については既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ているため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、牛屋島大橋から南へ約530mに位置する農地であり、周囲を県道と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、板野郡北島町に本店があり土木・建築業等の事業を行っており、申請地近くに事業所を設置しています。現在社員用の駐車場がなく、トレーラーやトラックといっ

た事業用車両駐車場に駐車していることから、新たに駐車場敷地を探していたところ、申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

また申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年5月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

事業計画では、盛土の後に舗装を行い、既設のフェンスにより被害防除を図ります。排水については雨水のみであり既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号5番については原案どおり承認することといたします。
以上で、『議案第4号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第5号』農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についてに入ります。
なお、事務局からの説明及び地元委員さんからのご意見については、先ほどの『議案第4号』の際にいただいておりますので早速ではございますが、申請番号1番について採決いたします。
申請番号1番の案件について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 『議案第5号』については原案どおり承認といたします。
次に、『議案第6号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。
申請番号1番の案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <6. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見をお願いします。
申請番号1番の地元委員さんお願いします。

林委員 14番。本申請については、申請地が複数地区にまたがっており、本来であれば各地区農業委員より意見を述べる案件ですが、代表して私が意見を述べさせていただきます。

●●さんは、里浦町で甘藷を生産する農家です。

申請地にも甘藷が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第6号』については原案どおり承認いたします。
次に、『議案第7号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <7. 報告事項 7件>
 ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件
 ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
 ③使用貸借解約について 1件

谷口会長 ただ今事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第7号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。

谷口会長 それでは、これをもちまして令和2年5月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 14時50分
令和2年5月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 八木 健治

議事録署名者 小川 利